

1 協議の場について

- 「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」において設置することとされた、**医療・介護の体制整備に係る協議の場**については、国通知において、医療審議会等で議論する前段階として、関係自治体が**地域医師会等の有識者**を交えて、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う場とされている。
- この協議の場での**主な内容は、医療・介護に係る数値の整合性を図ること**であるため、**構成員は、県・市町村・地区医師会**とする。
- なお、**協議の場の協議に先立ち**、国通知に基づき、**県及び市町村において、必要に応じて事前の調整を行う。**

2 今後のスケジュール（予定）

- 11月上旬 各市町村の追加的需要含む介護サービス量 取りまとめ
事前調整の場（圏域毎の介護保険事業計画策定研究会）
- 中旬～ **圏域毎の協議の場で協議**
- 12月中旬 高齢者健康福祉計画策定検討委員会
- 2月中旬 医療審議会医療体制部会

（参考）介護施設・在宅医療等の追加的需要に係る推計手順

次期医療計画と第7期介護保険事業（支援）計画における、**地域医療構想の平成37年の介護施設・在宅医療等の追加的需要を踏まえた、整合的な整備目標・見込み量の推計**について、国通知に基づき、以下の手順により推計を行う。

※ 「**介護施設・在宅医療等の追加的需要**」とは、病床の機能の分化・連携に伴い生じる、在宅医療や介護サービスが受け皿となる新たなサービス必要量。具体的には、地域医療構想の必要病床数の推計で在宅医療等に対応することとされた、**一般病床の入院患者のうちC3（入院基本料相当分を除く175点）未満、療養病床の入院患者のうち医療区分1の70%と地域差解消分**。

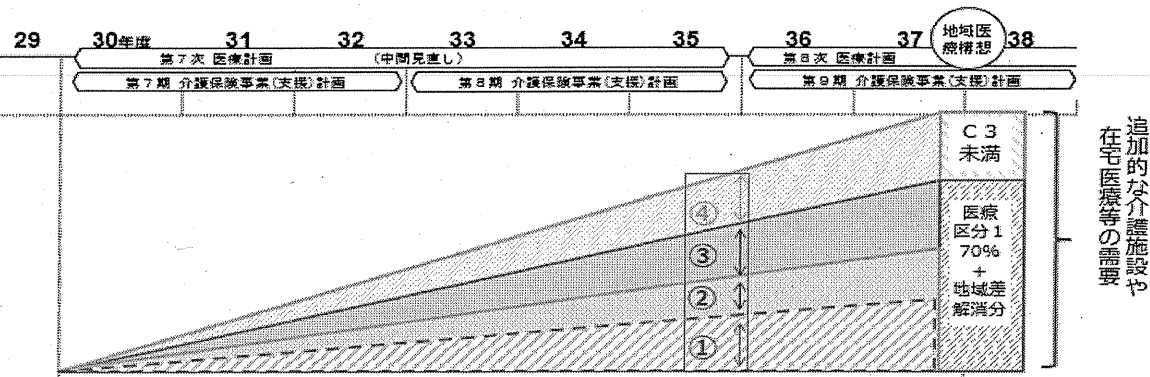
1 市町村別の追加的需要の推計

- （1） 地域医療構想の各構想区域の追加的需要を、**市町村別の平成37年における性・年齢別人口で按分**。
- （2） 各計画の終了時点（H32、H35年度）における追加的需要の推計
第7期介護保険事業（支援）計画の終了時点となる**平成32年度末**、第8期介護保険事業（支援）計画及び次期医療計画の終了時点となる**平成35年度末**までに生じる値については、平成37年時点の市町村別の値を**8年間**（平成30年度から平成37年度まで）で**等比按分**。
（例：平成32年度末時点の値＝37年の追加的需要×3/8）

2 介護施設・在宅医療等の追加的需要の医療と介護への按分の考え方

1 で得た市町村別の値について、以下の①から④により、按分。

- ① **既存の療養病床（介護療養型医療施設・医療療養病床）が、介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホームへ転換する分は、「介護サービス」**
- ② ①を除いた介護施設・在宅医療等の追加的需要について、**介護医療院、老人保健施設又は特別養護老人ホームが受け皿となる分は、「介護サービス」**
- ③ ①を除いた介護施設・在宅医療等の追加的需要について、**在宅医療及び介護サービス（在宅サービス・居住系サービス）が受け皿となる分は、「介護サービス」と「在宅医療」の両者**。
ただし、③のうち、40歳未満は「介護サービス」からは除く。
- ④ **一般病床のC3未満分は、「外来医療」**



3 2①（既存の療養病床が介護医療院等へ転換する見込み量）の設定

医療療養病床については、国通知に基づき、調査による把握した値を各年度（H32、H35年度）の転換見込み量とする。

介護療養病床については、国通知に基づき、**平成35年度は全数を転換見込み量とし、平成32年度の値については、介護療養病床数を6年間（平成30年度から平成35年度まで）で等比按分し、3年分（平成30年度から平成32年度まで）を転換見込み量とする**。（例：平成32年度末時点の値＝介護療養病床数×3/6）

4 2②③の「在宅」と「介護施設」の按分方法

国の技術的助言である**患者調査のデータ（在宅医療：介護施設＝1：3）**に基づき、按分。

5 市町村の介護サービス量の推計への反映

各市町村において、上記により推計された介護関係の需要について、各市町村が実施するサービス種類毎へ按分。